

○物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱

昭和52年2月18日

告示第166号

改正	昭和58年10月5日告示第1661号	平成4年12月11日告示第2271号
	平成8年1月24日告示第110号	平成12年6月20日告示第838号
	平成17年3月29日告示第493号	平成22年10月1日告示第1044号
	平成23年12月13日告示第1177号	平成26年6月24日告示第716号
	令和3年3月30日告示第462号	令和7年3月28日告示第296号

物品の購入等に係る指名競争入札参加資格審査要綱を次のように定めた。

物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、鹿児島県が行う物品の購入、修繕及び売払いに係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加することのできる者の資格（以下「入札参加資格」という。）及び入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員等 鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。
- (3) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (4) 営業所等 営業所、事業所その他これらに準ずるものをいう。
- (5) 役員等 次に掲げる者（監査役又はこれに準ずる者を除く。）をいう。

ア 法人にあつては、役員（非常勤の者を含む。）、支配人、営業所等を代表する者その他のいかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者

イ 法人格を有しない団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者

ウ 個人にあつては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わずその経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者

(資格審査の申請等)

第2条 入札に参加しようとする者は、知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、知事の資格審査を受けることができない。

- (1) 令第167条の4第1項に規定する者
- (2) 第6条第1項又は第2項の規定により入札参加資格を取り消され、その処分の日から2年を経過していない者
- (3) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (4) 営業開始後1年を経過していない者又は営業を停止し、若しくは休止した者で営業再開後1年を経過していないもの。ただし、知事が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- (5) 暴力団
- (6) その役員等が、次のいずれかに該当する法人等
 - ア 暴力団員等
 - イ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつて、暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもつてするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
- (7) 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人等

2 資格審査の申請をしようとする者は、入札参加資格審査申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 営業概要書（別記第2号様式）
- (2) 誓約書（別記第3号様式）

- (3) 登記事項証明書（法人の場合に限る。）
- (4) 令第167条の4第1項に規定する者でないことを証する書類（個人の場合に限る。）
- (5) 納税証明書
 - ア 消費税について未納の税額がないことの証明書
 - イ 鹿児島県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有するものにあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納の税額がないことの証明書
- (6) 印鑑証明書
- (7) 財務諸表（法人その他の団体にあつては申請書を提出する直前の期末における貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては申請書を提出する年の前年分の所得税確定申告書の写し）
- (8) その他知事が必要と認める書類

3 前項に規定する添付書類は、知事がこれにより難いと認めるときは、同等とみなされる他の書類に代え、又は提出を省略することができる。

4 申請書及び第2項に規定する添付書類（前項の規定により同等とみなされる他の書類を含む。）の提出期間は、平成24年及び同年後2年ごとに到来する年（以下「基準年」という。）の7月1日から同月末日までとする。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約に係る入札に参加しようとするときその他知事が特に必要と認めるときは、随時とする。

5 前項本文の規定にかかわらず、知事が特に必要と認めるときは、同項本文の提出期間を変更することができる。この場合において、知事は、遅滞なく、変更後の提出期間を公告するものとする。

（資格審査及び審査結果の通知）

第3条 知事は、申請書を受理したときは、次に掲げる事項について資格審査を行うものとする。

- (1) 経営の規模
 - ア 売上高
 - イ 資本金等
 - ウ 職員の状況
- (2) 経営の状況
 - ア 経営成績

イ 営業履歴

- 2 知事は、前項に定めるもののほか、前条第1項第5号から第7号までに掲げる者に該当するかどうかの審査をするため、警察本部長の意見を聴くものとする。
- 3 知事は、前2項の審査を行つたときは、当該申請書を提出した者が入札参加資格を有するかどうかを決定し、入札参加資格を有すると決定した者（以下「入札参加資格者」という。）又は入札参加資格がないと決定した者に対し、審査結果を書面により通知するものとする。

（入札参加資格の有効期間）

第4条 入札参加資格の有効期間は、前条の通知を受けた日の属する年の10月1日から同日後最初に到来する基準年の9月30日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第2条第4項ただし書に規定する場合における入札参加資格の有効期間は、前条の規定による通知を受けた日から同日後最初に到来する基準年の9月30日までとする。

（入札参加資格の有効期間の更新）

第5条 前条第1項又は第2項の規定による有効期間を更新しようとする者は、知事の資格審査を受けなければならない。ただし、第2条第1項第1号又は第3号から第7号までの規定のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。

- 2 第2条第2項から第4項まで、第3条及び前条第1項の規定は、前項の審査について準用する。

（変更等の届出）

第5条の2 入札参加資格者が、次の各号のいずれかに該当するときは、変更等届（物品の購入等）（別記第4号様式）により遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 令第167条の4第1項に規定する者に該当するに至ったとき。
 - (2) 第2条第1項第3号の許可、認可等が失効し、又は取り消されたとき。
 - (3) 住所又は氏名（法人その他の団体にあつては、主たる事務所及び営業所等の所在地、名称又は代表者若しくは役員等の氏名）に変更があつたとき。
 - (4) 営業を休止し、再開し、又は廃止したとき。
- 2 前項の場合において、届出事項が氏名（法人その他の団体にあつては、その代表者又は役員等の氏名）の変更であるときは、届出者は、変更等届（物品の購入等）に誓約書を添付しなければならない。この場合においては、第3条第2項の規定を準用する。
 - 3 第1項の場合において、入札参加資格者の死亡、破産、解散又は合併により入札参加資

格の決定に係る業務を廃止したときは、同項の規定による届出は、その相続人、破産管財人、清算人又は合併後存続する法人若しくは合併により成立した法人が行わなければならない。

(入札参加資格の取消し)

第6条 知事は、入札参加資格者が第2条第1項各号のいずれかに該当することが判明したときは、その者の入札参加資格を取り消すものとする。

2 知事は、入札参加資格者のうち、令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する行為を行つたと認められる者の入札参加資格を取り消すことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

3 知事は、前2項の規定により入札参加資格を取り消したときは、速やかにその旨を当該取り消された者に通知するものとする。

附 則

1 この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

2 物件の売買等に係る指名競争入札参加資格審査要綱(昭和39年4月1日鹿児島県告示第324号。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

3 この要綱の施行の際現に物件の売買等に係る指名競争入札参加資格を得ている者については、その要綱に基づく入札参加資格を有するものとみなす。

4 この要綱の施行の日の前日までに旧要綱第3条の規定に基づいて提出された物件指名競争入札参加資格審査願は、この要綱の規定に基づいて提出された入札参加資格審査申請書とみなす。

附 則 (昭和58年10月5日告示第1661号)

この要綱は、昭和58年10月5日から施行する。

附 則 (平成4年12月11日告示第2271号)

1 この要綱は、平成4年12月11日から施行する。ただし、第2条第3項の改正規定は平成5年7月1日から、第4条の改正規定は平成5年10月1日から施行する。

2 第4条の改正規定の施行の際現に入札参加資格を得ている者に係る入札参加資格の有効期間は、改正後の物品の購入等に係る指名競争入札参加資格審査要綱第4条の規定にかかわらず、第3条の規定による通知を受けた日の属する年の4月1日から平成6年9月30日までとする。

附 則 (平成8年1月24日告示第110号)

1 この要綱は、平成8年1月24日から施行する。

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の物品の購入等に係る指名競争入札参加資格審査要綱第3条の規定により与えられている入札参加資格は、改正後の物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱第3条の規定により与えられた入札参加資格とみなす。

附 則（平成12年6月20日告示第838号）

この要綱は、平成12年6月20日から施行する。

附 則（平成17年3月29日告示第493号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成22年10月1日告示第1044号）

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成23年12月13日告示第1177号）

この要綱は、平成23年12月13日から施行する。

附 則（平成26年6月24日告示第716号）

- 1 この要綱は、平成26年6月24日から施行する。

- 2 改正後の物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う資格審査について適用する。

附 則（令和3年3月30日告示第462号）

この要綱は、令和3年3月30日から施行する。

附 則（令和7年3月28日告示第296号）

この要綱は、令和7年3月28日から施行する。

別記第1号様式(第2条関係)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者

住 所

(ふりがな)

氏 名

印

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電 話 番 号

F A X 番 号

入 札 参 加 資 格 審 査 申 請 書

鹿児島県が行う物品の購入、修繕及び売払いに係る競争入札に参加したいので、物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱第2条第1項の規定により、関係書類を添えて入札参加資格の審査の申請をします。

なお、この入札参加資格審査申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

入札参加を希望する種類等

	第 1 希 望	第 2 希 望	第 3 希 望
記 号 種 類 名			

注 記号及び種類名は、裏面の業種区分表により、種目及び種類の記号を上段に、種類の名称を下段に記入すること。

(裏)

業 種 区 分 表

種 目	種 類	物 品 名 等
A 機 械 器 具 類	1 電 気・通 信 機 器 類	家電製品，テレビ，ラジオ，電話機，無線機等
	2 医 療 機 器 類	X線装置等
	3 計測・理化学機器類	
	4 建設土木機械類	
	5 視 聴 覚 機 器 類	ビデオカメラ，OHP，映写機，モニターテレビ，楽器等
	6 消 防 機 器 類	消火器，警報器等
	7 O A 機 器 類	オフコン，パソコン，コンピュータ周辺機器，複写機，ファクシミリ，ワープロ等
	8 そ の 他	ちゅう房機器，農業機械，焼却炉等
B 車 両 船 舶 類	1 車 両 類(修理)	自動車，自動二輪車，特殊車両，自転車等
	2 船 舶 類(修理)	船舶，船外機等
	3 航 空 機 類(修理)	
C 印 刷 類	1 印 刷 類	写植，軽印刷，フォーム印刷，シール印刷，航空写真，特殊印刷等
D 薬 品 類	1 薬 品 類	医薬品，農薬，化学薬品等
E 文 具 類	1 紙・文房具・事務用機器類	上質紙，中質紙，再生紙，スチールロッカー，キャビネット等
F 印 章 類	1 印 章 類	ゴム印，日付印，スタンプ等
G 記 念 品 類	1 記 念 品 類	記念品，トロフィー，カップ，時計，テレフォンカード等
H 燃 料 類	1 燃 料 類	重油，軽油，灯油，ガソリン等
I 運動具・天幕類	1 運動具・天幕類	
J 写真・カメラ類	1 写真・カメラ類	写真機，写真材料，フィルム，青写真，第二原図等
K 看板・標識類	1 看板・標識類	看板，道路標識，懸垂幕，染物，のぼり，旗等
L 室内装飾品・調度品類	1 室内装飾品・調度品類	
M 雑 品 類	1 衣 料 品・寝 具 類	制服，帽子，雨具，靴，寝具等
	2 原 材 料 類	塗料，木材，建設資材，コンクリート等
	3 そ の 他	トイレットペーパー等
N 不 用 品 処 分	1 不 用 品 処 分	不用品売買，中古車売買等

第2号様式(第2条関係)

営 業 概 要 書

フリガナ											
氏名又は名称											
県 内 営 業 所	所在地			名称			従業員数	電話・FAX番号			
							人	電話 FAX			
							人	電話 FAX			
							人	電話 FAX			
営業形態	製造 卸小 売	取引状況									
営業履歴	事業開始年月			転廃業(休業)			現組織への変更				
	年 月			年 月 日から 年 月 日まで			年 月 日				
経営 規模	資本金又は 元入金	千円						外国資本 の割合 %			
	年間売上高	前々期	前期	従業員数	事務系	営業系	技術系	労務系	合計		
		百万円	百万円		人	人	人	人	人		
県との取引実績		区分		前期			前々期				
		取引品目									
		取引実績		千円			千円				
主要取引先等 (販売先)		取引先				取引品目					
取引金融機関名						記事					

第3号様式(第2条, 第5条の2関係)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱(以下「要綱」という。)第3条第2項に規定する審査のため、下記の事項について、鹿児島県知事が鹿児島県警察本部長に照会することを承諾し、照会で確認された情報は、今後、私が鹿児島県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団員等(鹿児島県暴力団排除条例(平成26年鹿児島県条例第22号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
 - (2) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等を利用している者
 - (3) 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもつてするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
- 2 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住 所

(ふりがな)

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

注1 自己及び自社の役員等の名簿(別紙)を添付してください。

2 「役員等」とは、要綱第1条の2第5号のとおりです。

(別紙)

自己及び自社の役員等の名簿

氏 名 又 は 名 称				
住所又は主たる事務所の所在地				
役 職 名	(ふ り が な) 氏 名	性別	生年月日	住 所
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			

注1 代表者も含めて作成してください。

2 記入欄が不足する場合は適宜追加してください。

3 この名簿に記載されている個人情報については、要綱第3条第2項に規定する審査に必要な範囲内で、他の行政庁に情報提供することになりますので、各人の同意を得た上で記載してください。

第4号様式(第5条の2関係)

変 更 等 届 (物品の購入等)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者
住 所
(ふりがな)
氏 名
(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

先に提出した入札参加資格審査申請書の記載事項に変更等がありましたので届け出ます。

記

変更等事項	変 更 前	変 更 後	変更等年月日	添 付 書 類